

## 貸切バス初任運転者に対して行う安全運転の実技指導内容の公表

「旅客自動車運送事業運輸規則第47条の7第1項の規定に基づき旅客自動車運送事業者が公表すべき輸送の安全にかかわる事項等」(国土交通省告示第1089号)により、一般貸切旅客自動車運送事業者が報告すべき事項について、下記のとおり公表いたします。

- 対象者 貸切バス運転士として選任する者
- 実施時期 入社後、貸切バスとして選任する前(実技訓練時間として20時間以上)
- 車種区分 大型バス、中型バス、マイクロバス
- 指導者 指導歴10年以上の運転士
- 実技指導内容

### (1) 車両の基本的特性

- ①車両感覚、運転姿勢(視点の取り方)
- ②オーバーバング、内輪差、後退時の感覚
- ③車長、車幅、高さ

### (2) 運転操作

- ①滑らかな発進とブレーキ操作及びギア操作
- ②右左折時の安全確認と走行位置
- ③直線路での安定走行

### (3) 道路状況に応じた運転

- ①市街地及び幹線道路走行(通勤時間帯と平時との違い)
- ②悪天候での走行

### (4) 危険の予測及び回避

- ①交通参加者の特性(歩行者、自転車、二輪車、高齢者、子ども等)
- ②見通しの悪い交差点での安全確認

### (5) 坂路及び高速道路での走行

- ①下り坂におけるブレーキ操作
- ②高速道路での車線変更時の注意点

### ■実技訓練走行ルート(例)

\*本社営業所～五泉市内～国道49号線・290号線・7号線～新潟駅南口～新潟空港～新潟市内～本社営業所

\*千葉営業所～成田市内～成田空港～高速道～東京営業所～羽田空港～都内～東京ディズニーリゾート～千葉営業所

\*東京営業所～都内～羽田空港～高速道～東京ディズニーリゾート～東京営業所

### ■その他

指導指針に基づき、座学教育を計10時間以上実施